

令和3年6月2日  
環 境 省

## 農家保管の指定廃棄物に係る暫定集約に関する 御協力をお願い

○以下のことについて、那須塩原市に協力を要請する。

- ①農家保管の指定廃棄物に係る暫定保管場所は、現在、保管庫内で指定廃棄物（焼却灰）が保管されている那須塩原クリーンセンターとし、保管庫に 8,000Bq/kg 超の農業系指定廃棄物を集約する。
- ②集約保管のスペースを確保するため、現在保管中の指定廃棄物（焼却灰）のうち 8,000Bq/kg 以下のものを指定解除し、市の処分場に処分する。
- ③8,000Bq/kg 以下の農業系指定廃棄物については、那須塩原クリーンセンターの受け入れ準備が整った段階で、順次搬入した上で指定解除を行い、一般ごみと混焼し、処分する。
- ④集約した 8,000Bq/kg 超の農業系指定廃棄物については、8,000Bq/kg 超の焼却灰とあわせて保管を継続し、今後濃度が下がった段階で順次指定解除、処分を行う。

○指定廃棄物の集約作業は国が主体となっていくとともに、解除後廃棄物の処分に当たっては国が責任を持って財政的・技術的支援を行う。今後、安全の確保に万全を期しつつ、農家の負担軽減に向けて具体的に取り組む。

## (別紙) 那須塩原市における暫定保管場所の検討について

### 1. 「暫定保管場所の選定の考え方」

- 令和2年6月26日開催の関係市町長会議で取りまとめた「指定廃棄物の集約に向けた暫定保管場所の選定の考え方」において、安全な保管等に万全を期すため、以下の事項に留意することとした。
  - ①自然災害のおそれ（地形・地盤に起因する自然災害を考慮）
  - ②自然環境の保全（特に優れた自然環境の保全に及ぼす影響を考慮）
  - ③史跡・名勝・天然記念物等の保護（歴史上又は学術上価値の高い遺跡等の保護に及ぼす影響を考慮）
  - ④必要面積の確保等（各市町の保管箇所数及び保管量を踏まえた必要面積の確保、公道からのアクセス、減容化を行う場合の水道・電力の取得）
- あわせて、暫定保管場所は、①現在、指定廃棄物が保管されている公共施設の土地、②公有地、③現在の農家の保管場所がある土地、④その他地元合意が得られる可能性のある土地、のうち、国・県・各市町において協議の上、合意を得られた一定の場所とすることとした。

### 2. 那須塩原市についての検討

#### (1) 候補となり得る土地

- 那須塩原市においては、公共施設である那須塩原クリーンセンター、黒磯水処理センター、鳥野目浄水場、千本松浄水場（以上市施設）及び北那須水道事務所（県施設）の敷地に指定廃棄物が一時保管されている。
- このうち、那須塩原クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）には、保管庫を6棟設置し計1,704トンの指定廃棄物（焼却灰）が保管されている。
- 保管庫内には、一部活用可能なスペースが残されているとともに、当該指定廃棄物のうち1,116トンが8,000Bq/kg以下となっている（令和2年11月現在）。これらを指定解除、処分することができれば追加的なスペースを確保することができる。
- 農業系指定廃棄物の指定解除を行った場合、その後の処理方法としては焼却が望ましいことを踏まえると、放射能濃度が8,000Bq/kg以下となったものについて、集約後に指定を解除し、通常の廃棄物として処理していくことまで考えれば、その焼却を行うことができるクリーンセンターが暫定保管場所として活用可能ならば、それが候補としては最も適切と考えられる。
- なお、黒磯水処理センター等に保管されている下水汚泥や浄水発生土は、濃度の高いものも多く、8,000Bq/kg以下となっているものについても産業廃棄物としての処理の見通しはまだ立っていない状況にある。

## (2) 留意すべき点を踏まえた検討

- クリーンセンターについては、各種ハザードマップ等に照らしても自然災害のおそれがあるとは言えず、また、自然環境保全や史跡等の保護に特に影響を及ぼすおそれがある地域には該当しない。
- また、環境省が令和元年7～11月にかけて行った農家保管の指定廃棄物の再測定の結果によれば、那須塩原市で保管されている1,216.6トンのうち、8,000Bq/kg以下となっているものが954.3トン、8,000Bq/kgを超えるものが262.3トンであることが明らかとなっている。  
この点を踏まえれば、現在クリーンセンターで保管中の指定廃棄物（焼却灰）を整理し、8,000Bq/kg以下のものについて順次指定解除、処分ができれば、
  - ① 8,000Bq/kgを超える農家保管指定廃棄物を集約保管すること、
  - ② 8,000Bq/kg以下の農家保管指定廃棄物について、クリーンセンターの受け入れ準備が整った段階で順次搬入、指定解除し、一般ごみと混焼し、処分していくこと、に対応するためのスペースは確保できると考えられる。
- 実際には、市内の約1,217トンの農業系指定廃棄物を1ヶ所に同時に集約するだけの面積を確保できる適当な場所を選定することは困難であることから、まずは8,000Bq/kgを超えるものについて集約を行いつつ、8,000Bq/kg以下のものについては混焼を行うタイミングで順次搬入し、指定解除、処分していくことが現実的である。
- 公道からのアクセス等については、問題ない。

## 3. 那須塩原市における暫定保管場所

- 上記の検討から、那須塩原市における暫定保管場所は那須塩原クリーンセンターとすることが適当である。